大阪府財政運営基本条例(仮称)の骨子案

背 昙

- 社会経済情勢の変化と住民ニーズの多様化の中、地域主権時代の地方自治体に期待される役割
- ◇ 過去から先送りされた負担の顕在化(実質公債費比率の上昇、増発借換債の償還、府債償還の集中)
- ◇ 年度ごとの収支の波に柔軟に対応できる計画的な財政運営の要請

3つの方向性

主な項目(案)

新条例のねらい

府民福祉の持続 的な維持向上を基 本に、情勢変化に 対応しつつ府の役 割を果たす。

そのための基盤 となる健全な財政 運営を確保する。

1 財政規律の確保

2 計画性の確保

中長期の財政収支の試算・公表

• 適切な府債発行

Ø 財政のリスクマネジメント

• 10年以上の中長期試算を公表し、計画的な財政運営に活用

• 将来負担につながる新たな損失補償等の原則禁止 • 環境変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応

Ø 府独自の財政指標を公表

Ø 財政調整基金等を確保

財政の環境変化に備え、財政調整基金に新たな積立目標額等を設定

Ø 庁内で財政の現状・目標について認識を共有

収入の範囲内で予算を組む原則を徹底

新規施策実施時の財源確保努力

• 基金からの借入れ禁止を明確化

Ø 権限・責任に応じた適切な費用負担

3 透明性の確保

Ø 予算編成過程など財政情報の積極的な公表

• 予算編成過程や財政事情などを分かりやすく、入手しやすく

Ø 将来の財政リスクの把握と公表

Ø 新公会計に基づく財務諸表の公表

1 財政規律の確保

項目(案)	
Ø 収入の範囲内で予算を組む	 収入の範囲内で予算を組む原則を規定 負担を先送りせず、今のサービスは今の負担で賄うことを基本に、他の都道府県 における実施状況、府域特有の施策ニーズを踏まえた施策の立案・点検の実施 予算を伴う新規施策には、所要見込額を賄える安定財源の確保に努める
	適切な府債発行について、資産形成に資するかなど府債の性格別に考え方を整理 資産形成に係る事業には、世代間の負担の公平の観点から、必要性を厳しく精査の上、引き続き府債を活用 一方、退職手当債のような資金手当てのための赤字債については、引き続き慎重に対応する 応する
	• 長期貸付に代えた 反復・継続的な単年度貸付を禁止 (中小企業向け制度融資等の預託金は対象外) 『 実態的には長期貸付となっている単年度貸付については、22年度当初予算で概ね是 正を図ったが、新たな単年度貸付についても禁止を明確化 『 既存の単年度貸付については、経過措置を設けて期間内に全廃
	• 年度を越えた 基金からの借入れを禁止
Ø 財政のリスクマネジ メント	財政リスクを極力予防するため、新たな損失補償等を原則禁止 特別に損失補償等を行う場合に、その理由等を公表するようルール化
	• 環境変化に伴って必要な 事業見直し・撤退などは、先送りせず行う

1 財政規律の確保(続)

項目(案)

説明

- Ø 権限・責任に応じた 適切な費用負担
- 権限・責任、受益の度合いを踏まえ、適切な役割分担と費用負担を図る
- 国の制度・施策に関して、適正な費用負担の実現など必要な提言を行う
- 当該行政サービスの利益を受ける者/受けない者の間の公平を図るため、**受益者による適正負担の基本原則**を規定 (使用料・手数料など)
- Ø その他の留意事項
- 補助金等の財政的援助に関する基本的な留意事項を規定
 - ☞ 目的を明確化し、エンドユーザー(府民)にとって最善の方法を常に検証
 - ☞ 財政的援助の相手を特定の者に固定化しない
 - ☞ 府、補助事業者、エンドユーザーの適切な負担
- 事業委託に関する留意事項についても、財政的援助に準じて規定
- 特定目的基金や出資法人に一般財源をプールし、後年度の使途を固定化する ことを禁止
 - 一般財源による積立ては、財政調整基金などに限定

【参考】

「事業スキーム検証の視点」(平成23年度当初予算編成時に採用)

1 市場原理を可能な限り尊重

- ① 特定の団体を固定化しない (他の団体が参入できる状況を確保)
 - → ある団体による行政サービスが浸透していても、サービス受益者による選択が行われるよう、競争環境を設定する
- ② サービス受益者による選択を重視 (行政サービスをサービス受益者の選択に常に晒す)
 - → サービスの提供・対価の支払い=市場原理のスキームに組み直す
 - → 行政目的から府民の支払い対価を抑える必要がある場合には、サービスの提供者に公金を投入するのではなく、サービスの受益者に公金を投入
 - → サービスの提供とその対価の支払いというようにどうしても構成できないもの、サービス受益者の対価支払抑制への公金 投入ではどうしても解決できないものは、社会の装置・公器として、サービスの提供側に公金投入=対価無料
- ③ 厳格なPDCAチェック (ニーズに合わなくなれば素早く終了・撤退)
 - → 継続することを前提に小手先の変更・改革はしない

2 公が介入する領域をはっきりとさせ、公金投入の流れは透明化

- 公金投入は、より透明な経路で (公の目的があるなら、真正面から公金投入)
 - → 行政目的の事業スキームなのか、市場原理に基づく事業スキームなのか、はっきりとさせる
 - → 間に団体は介在させない=事業スキームを装わない

2 計画性の確保

項	目(案)	説明 ····································
Ø	中長期の財政収支 の試算・公表	10年以上にわたる中長期の財政収支を毎年試算の上公表し、試算結果を財政 運営等の参考として活用予算編成に先立って、1年を下回らない期間の仮収支を試算・公表
Ø	府独自の財政指標 を公表	 地方財政健全化法の4指標(※)について、早期健全化基準(イエローカード)未満への抑制を明記 ※ 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標 府独自の財政指標を設け、数値を公表。財政運営の目標として活用 「正味収支」「本来収支」「実質府債残高倍率」「収益的収支比率」を府独自の財政指標として定義
Ø	財政調整基金等を 確保	 減債基金への計画的な積立て 財政調整基金の積立目標額の設定と達成努力義務 現行条例の目標規定(標準財政規模の3.75%(約560億円))に代え、毎年度、10年後における積立目標額を設定・公表する規定を新設。積立負担の公平・平準化に配慮しつつ、年度間の収支変動や財政リスク等に対して安定的な財政運営の確保を図る 決算剰余金の処分方法(減債基金・財政調整基金への編入) 収支改善の果実を財政の健全化(減債基金の復元)と府民への還元(収支変動下におけるサービス水準の確保)にバランスよく活用するため、決算剰余金の1/2を減債基金に、残り1/2を財政調整基金に編入(現行基金条例の規定を新条例に統合)
Ø	庁内で財政の現 状・目標の認識を 共有	• 財政の現状・見通しと目標について、府庁内で認識を共有

3 透明性の確保

項目(案)		説明
Ø	予算編成過程など 財政情報の積極的 な公表	予算編成過程(要求・査定の状況)の公表を条例化知事以外の実施機関も、主要な事業の検討資料等の公表に努めるものとする
		• 「財政のあらまし」(地方自治法に基づき年2回発行)に関する他条例を新条例に統合
		・ 府民の目線に立った分かりやすい情報公表・ インターネットの活用などにより、情報を身近に入手できるようにする
Ø	将来の財政リスク の把握と公表	財政リスクの把握、管理措置の検討と公表 など
Ø	新公会計に基づく 財務諸表の公表	 複式簿記・発生主義に基づく財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書など)の作成・公表 財務諸表の作成基準の策定・公表 組織別、事業別等のセクション情報も作成・公表